

健康保険の扶養からはずれるとき



収入が増加したとき



就職をしたとき



離婚したとき



死亡したとき



失業給付を受給したとき

▲異動事由例

被扶養者の条件を満たさなくなったときは、速やかに扶養から外す手続きをしてください。

1. 就職先/勤め先で他の健康保険に加入をしたとき

就職をしたので就職先で就職先の健康保険に加入した。

パート、アルバイトの収入が増えたので社会保険に加入した。

2. 恒常的な年間総収入[※1]が 130 万円以上（月額目安 108,334 円以上）になったとき

※19 歳以上 23 歳未満の方（配偶者は適用外）は 150 万円以上（月額目安 125,000 円以上）

60 歳以上または障害者 3 級以上の方は 180 万円以上（月額目安 150,000 円以上）

働き方などが変わり、上記金額以上の収入が見込まれることになった。

3. 死亡したとき

4. 離婚したとき

離婚により扶養関係がなくなった。

5. 別の家族の扶養になったとき

被保険者とは別の人が生計維持者となった。＜例＞扶養していた娘が結婚し夫の扶養となった。

6. 75 歳以上で後期高齢者医療制度の保険証を持っているとき

お住まいの市区町村より「後期高齢者被保険者証」が届いた。

7. 配偶者があなたの収入を上回るようになったとき

夫婦が共働きで扶養している子については、年間総収入の多い方の被扶養者とする。

双方の収入が同程度である場合には現在扶養している方の扶養家族とする。

8. 失業給付の受給を開始したとき

日額 3612 円以上の受給を開始した。

9. 同居が必須条件である被扶養者が別居になったとき

被扶養者の条件を満たさなくなったときは、速やかに以下の提出書類を各工場総務（本社は人事部）へ提出してください。

健康保険組合への提出書類

- ・健康保険被扶養者異動届
- ・「健康保険証」「有効期限内の資格確認書」
（保有している方のみ）
- ・その他添付書類

※添付書類は削除理由によって異なるため

別紙「扶養認定削除時の添付書類一覧」を参考にしてください。



本社人事部への提出書類

- ◆配偶者のみ提出
- ・国民年金第 3 号被保険者関係届
- ◆全員提出
- ・扶養控除等（異動）申告書

[※1] 恒常的な年間総収入とは、申請時より向こう 1 年間の給与（※交通費・賞与など含む）、事業、不動産、年金（老齢・遺族・障害等）など、

今後恒常的に受ける所得控除前の年間総収入のこと。